

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年 3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第110号

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を次のように改正する。

第21条第1項第1号中「第15条の6第1項各号」を「第15条の7第1項各号」に改め、同条第2項第1号中「小学校」の右に「，義務教育学校の前期課程」を加え、同項第2号中「中学校」の右に「，義務教育学校の後期課程」を加え、「16,000円」を「17,000円」に改める。

第21条の9第1号イ中「11,300,000円」を「10,550,000円」に改め、同項第2号イ中「7,900,000円」を「7,400,000円」に改め、同項第3号イ中「4,500,000円」を「4,200,000円」に改める。

別表第3 2中

9,750,000 ^円		9,150,000 ^円
9,400,000		8,850,000
9,050,000		8,550,000
5,500,000		5,200,000
4,700,000	を	4,450,000
3,900,000		3,750,000
3,100,000		3,000,000
1,950,000		1,900,000

1,200,000		1,250,000
900,000		950,000
650,000		750,000
450,000		550,000
300,000	を	400,000

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第21条第2項第2号の規定は、平成28年4月1日以後の期間に係る奨学援護金について適用し、同日前の期間に係る奨学援護金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則第21条の9及び別表第3の規定は、平成28年4月1日以後に支給すべき事由が生じた遺族特別援護金及び障害特別援護金について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた遺族特別援護金及び障害特別援護金については、なお従前の例による。

(行財政局人事部給与課)